

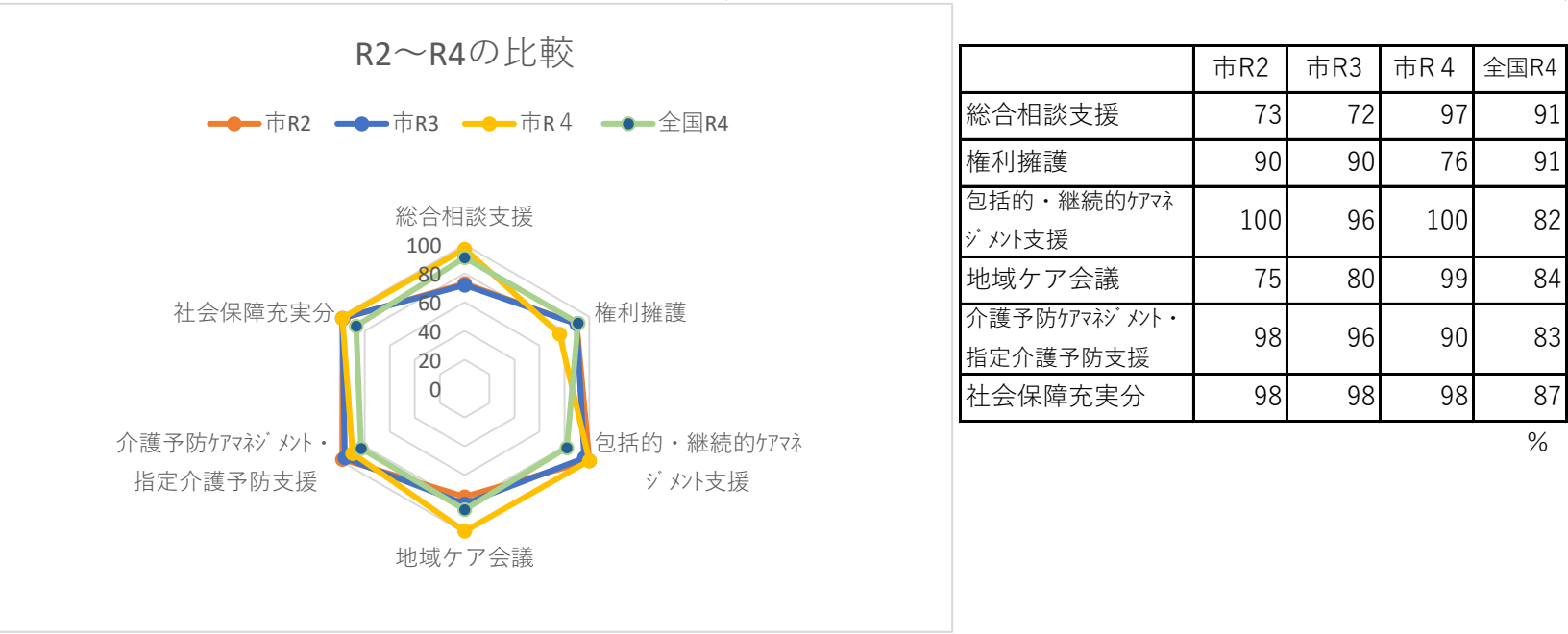
3 地域包括支援センターの評価及び結果について

(令和4年6月実施 各地域包括支援センターによる自己評価)

【資料3】



評価結果	今後の対応
【権利擁護】 ・商工課及び消費生活相談センターと定期的な話合いの機会を設けている(保健福祉部会の中で年2回)。また、その際に消費生活被害に関する具体的な相談内容も共有した。 ・同センターのチラシを啓発活動に活用している。 ・昨年度の地域ケア地区会議で消費者被害を取り上げ、今年度生活支援ネットワーク会議を開催した。(北中学校区) ・高齢者虐待に対する研修は、社会福祉士会を中心に取り組んだ。 【包括的・継続的ケアマネジメント】 ・困難ケースへの対応は、個別会議を活用している。 ・居宅介護支援事業所からの相談は多く、その都度対応している。 ・ICFの研修を実施している。 【介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援】 ・ケアプラン件数が年々増加しているため、負担が増している。 ・インフォーマルサービスの活用を意識している。 【地域ケア会議】 ・地域ケア地区会議、個別会議の実施は定着している。	【権利擁護】 ・消費者被害に関する情報を民生委員や町内会の会合等で周知する仕組みを作り、広く注意喚起を行っていく。 ・社会福祉士会において身寄りのない方の支援方法について、各包括の経験から対応できたこと、課題となったこと等を基に検討中。参考指標となるものの策定を目指している。 【包括的・継続的ケアマネジメント】 ・家族全体の支援が必要で問題が長期化するケースも多いため、多機関の連携等による効果的な支援の方法を検討していく。 ・ICFの研修を継続する。 【介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援】 ・介護支援専門員を対象とした研修会や勉強会等でスキルアップを行う。 ・セルフマネジメントの手法の検討を行う。 ・ケアプラン作成委託時の基本方針を地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所へ周知する際に、居宅介護支援事業所への委託も依頼していく。 ・生活支援コーディネーター等と連携し、インフォーマルサービス資源の共有と活用について周知していく。 【地域ケア会議】 ・困難ケースだけでなく、介護予防のための個別会議も継続して行っていく。



- 【平成29年度以降の改善事項（抜粋）】
- 【権利擁護】
- ・消費生活被害に関する関係機関との連携を高めた。（商工課及び消費生活相談センターとの定期的な会議を新設）
- 【包括的・継続的ケアマネジメント】
- ・介護支援専門員からの相談内容の整理（相談内容と件数を業務報告に追加）
 - ・介護支援専門員を対象とした研修会や勉強会を活用し、意見交換等を実施
- 【地域ケア会議】
- ・自立支援と重度化防止の観点から、多職種が連携して個別事例の検討を実施

用語説明

・総合相談支援…地域の高齢者に対し、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等支援を行う。(総合相談、ネットワーク構築等)
・権利擁護…権利侵害を受けている、また受ける可能性が高い高齢者に対し、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。(虐待対応・詐欺被害対応・成年後見制度の紹介等)
・包括的・継続的ケアマネジメント支援…個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるようにするために地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行う。
・地域ケア会議…高齢者等の地域の人々や介護支援専門員等の専門職の声を地域包括ケアの推進に活かし、地域の実態に合致した地域包括ケアを構築するための会議。本市の場合は、地域ケア個別会議、地域ケア地区会議、地域ケア推進会議を地域ケア会議と位置付けている。
・介護予防ケアマネジメント…介護予防・生活支援サービスのみを利用する高齢者に対し、心身の状況に応じて、自らの選択に基づき適正な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行う。
・指定介護予防支援…介護保険における予防給付の対象者となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等ができるよう支援する。
・社会保障充実分…在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との事業間の連携を評価するもの
・セルフマネジメント…自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うこと。(介護予防手帳の活用など)